

答申第 1188 号

諮問第 1846 号

件名：受信契約状況がわかる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 7 月 3 日付けで行った開示請求に対し、実施機関が同月 31 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 7 月 3 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、公安委員会において保管する特定の文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出した。

この行政文書開示請求書に記載された内容は、公安委員会が所有する車について、受信契約状況がわかる文書（請求日現在 公安委員会が保管のもの）と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(イ) 決定期間延長通知

開示請求が同時期に集中したことにより、対象となる行政文書について、短期間に開示決定等を行うことが困難であったため、公安委員会は条例第 12 条第 2 項で規定する開示決定等の期限の延長に該当すると判断し、審査請求人に対し、本件開示請求に係る開示決定等を行う期間を令和 7 年 8 月 18 日までとする決定期間延長通知書（令和 7 年 7 月 14 日付け愛公発第 347 号）を発出し、開示決定等を行う期間を延長した。

(ウ) 本件請求対象文書の調査

本件開示請求の趣旨は、公安委員会が所有する車両に搭載された放送受信設備に関して、受信料契約が締結された場合に作成される契約文書を請求しているものと解された。

しかしながら、調査の結果、公安委員会では車両を所有しておらず、本件開示請求の前提条件が存在しないため、本件請求対象文書を作成又は取得していないものと結論づけられた。

イ 本件処分

アの(ウ)のとおり、公安委員会では本件請求対象文書を管理していないため、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、審査請求人に対し、令和7年7月31日付けで本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件請求対象文書について、対象文書が存在しているから決定期間延長通知書を発付しているので、文書が存在する旨主張し、開示を求めている。

しかしながら、上記審査請求人の主張は独自の解釈に過ぎず、上述したとおり、本件請求対象文書は作成又は取得していないことから、本件請求対象文書が存在しないとする本件処分に誤りはない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象文書は、公安委員会が所有する車両に搭載された放送受信設備に関して、受信料契約が締結された場合に作成される契約文書と解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、公安委員会では車両を所有しておらず、本件開示請求の前提となる事実が存在しないため、本件請求対象文書を作成又は取得していないとのことである。

当審査会において検討したところ、ほかに公安委員会が車両を所有していることをうかがわせる事情はなく、本件開示請求の前提となる事実が存在しないと認められることから、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認めら

れない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県公安委員会が所有する車について、受信契約状況がわかる文書（請求日現在 公安委員会が保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 9 . 9	諮問 (弁明書の写しを添付)
8 . 3 . 2 3 (第 723 回審査会)	審議
8 . 4 . 2 0 (第 725 回審査会)	審議
8 . 5 . 2 6	答申